

由良川水系由良川下流圏域河川整備計画(変更原案)に対する 府民意見の募集及び 関係機関との事前協議について

■ 府民意見の募集

実施期間：平成26年12月26日(金)～平成27年1月15日(木) 《3週間》

周知方法：京都府公報による公示
パブリックコメントの実施
記者発表、京都府ホームページへの掲載

縦覧場所：京都府建設交通部河川課
関係土木事務所(南丹土木事務所、中丹東土木事務所、
中丹西土木事務所、丹後土木事務所)
関係市町村(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町)

【パブリックコメントに係る資料設置】

府民力推進課、府民総合案内・相談センター、各広域振興局総合案内・相談コーナー、各府税事務所、自動車税管理事務所、総合資料館、消費生活安全センター

■ 関係機関との事前協議

協議先：経済産業省近畿経済産業局
京都府文化環境部(環境・上下水道)
京都府農林水産部(農業・森林・水産)
京都府建設交通部(道路・都市計画・防災)
京都府教育委員会(文化財保護)
兵庫県、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町

■ 縦覧結果

縦覧(閲覧)場所	閲覧者数
河川課	0
南丹土木事務所	0
中丹東土木事務所	0
中丹西土木事務所	0
丹後土木事務所	0
福知山市役所	2
舞鶴市役所	0
綾部市役所	0
宮津市役所	0
京丹波町役場	0
計	2

■ 府民意見募集及び関係機関事前協議の結果

	意見数	主な意見
府民意見	1件	・水が汚いと生物が育たないため、水をきれいにすることが大事。
事前協議	6件	・既存の農業水利及び農業水利施設の機能確保に配慮すること。 ・洪水後、由良川から海に流出した多量のゴミが海岸に漂着する場合があります、この点を計画策定に考慮するとともに、除草後の適切な管理をお願いする。